

利根町地域公共交通計画の策定について

1 地域公共交通計画とは

2020（令和2）年に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、全ての地方公共団体に地域公共交通計画の策定が努力義務化されました。

地域公共交通計画は、タクシーやバスといった既存の公共交通に加え、必要に応じて福祉有償運送や病院が運行する送迎バスなどの活用も含め、「地域にとって望ましい公共交通の姿」を明らかにするマスタープランとしての役割を果たすものです。

策定にあたっては、国が定める基本方針に基づき、活性化再生法に基づく協議会※において、交通事業者や地域の関係者等と協議することとされています。

※利根町地域公共交通会議→地域公共交通会議と活性化再生法に基づく協議会の合同会議として設置予定

（設置要綱の一部改正）

記載事項	概要
①基本的な方針	地域が目指すべき将来像と、その中で公共交通が目指すべき役割を明確化し、取組の方向性を定める。また、まちづくり、観光振興等の様々な分野との連携を整理する。
②計画の区域	当該地域の交通圏の範囲を基に計画の区域を設定する。
③計画の目標	①の基本的な方針に即して目標を設定する。
④事業・実施主体	目標達成のために提供されるべき地域旅客運送サービスの全体像・具体的なサービス水準を定める。併せて、その実現に必要な事業・実施主体を整理する。
⑤達成状況の評価	計画の達成状況の評価計画と評価を踏まえた見直し方針を立てる。
⑥計画期間	原則 3～5年程度（地域の実情に合わせて設定可）
⑦その他	その他、基本方針に基づき記載すべき事項があれば記載する。

2 地域公共交通計画策定の背景（目的）

町はこれまで、「栄橋の交通渋滞」、「高齢者化に伴う交通弱者の増加」など町の公共交通の課題における対策に取り組んできました。しかしながら、根本的な改善には繋がっていません。この状況から、改めて町の公共交通のあり方を見直し、問題点・課題を明らかにすることにより、限られた輸送資源を最大限活用し、持続可能な地域公共交通サービスを確保することを目的とします。

また、上位計画である「第5次利根町総合振興計画」との整合性を図るとともに、計画の基本方針1で示された安全で人にやさしい快適なまちづくりに寄与できる計画を策定することを目指します。

3 策定期間

- 2023（令和5）年度～2024（令和6）年度

4 事業内容

- 2023（令和5）年度

計画の策定において必要となる各種基礎調査を実施します。調査結果等を踏まえて課題を整理し、計画（素案）を作成し、地域公共交通会議において協議の後、パブリックコメントを実施します。

<調査項目（案）>

・住民ニーズの把握（町民アンケート・公共交通利用者アンケートの実施）・上位・関連計画の整理・既存公共交通の実態・周辺自治体の取組・交通事業者へのヒアリング等

- 2024（令和6）年度

パブリックコメントの結果等を踏まえ、地域公共交通会議において協議し、計画（素案）をとりまとめ、計画を策定します。

5 その他

- 計画を策定するにあたり受けられる支援等

- (1) 地域の特性に応じた生活交通の確保維持（地域公共交通確保維持事業）
バス交通や離島航路・航空路といった生活交通の確保維持を支援しています。
- (2) 快適で安全な公共交通の構築（地域公共交通バリア解消促進等事業）
鉄道駅等のバリアフリー化、公共交通の利用環境改善、地域鉄道の安全性向上などを支援しています。
- (3) 地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画等策定の後押し（地域公共交通調査等事業）
地域公共交通計画等の策定、バリアフリー法に基づく移動等円滑化促進方針・基本方針の策定、地域公共交通利便増進実施計画・地域旅客運送サービス継続実施計画に基づく利用促進・事業評価を支援しています。

※国土交通省ホームページより